

国家公安委員会、総務省、財務省、
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、
経済産業省、国土交通省、環境省、
防衛省、告示第一号

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公安委員会・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和元年六月二十五日

国家公安委員会委員長

山本 順三

総務大臣 石田 真敏

財務大臣 麻生 太郎

文部科学大臣 柴山 昌彦

厚生労働大臣 根本 匠

農林水産大臣 吉川 貴盛

経済産業大臣 世耕 弘成

国土交通大臣 石井 啓一

環境大臣 原田 義昭

防衛大臣 岩屋 毅

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公安委員会・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省関係告示の整理に関する告示

次に掲げる告示の規定中「日本経済産業省」を「国土経済産業省」に改める。

一 平成二十六年 国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、財務省、防衛省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第一号様式

二 平成二十六年 国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、財務省、防衛省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第二号様式

三 平成二十六年 国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、財務省、防衛省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第三号様式

四 平成二十六年 国家公安委員会、文部科学省、厚生労働省、財務省、防衛省、経済産業省、国土交通省、環境省、告示第四号様式

附 則

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。